

平成25年10月9日

於・1002会議室（10階）

第998回

電波監理審議會

電波監理審議會

目 次

1. 開 会	1
2. 議決事項	
○広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設計 画の認定に関する処分に対する異議申立ての審理を主宰する審理官等 の指名について (付議第2号関係)	1
3. 付議事項	
○広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設計 画の認定に関する処分に対する異議申立ての付議について (付議第2号)	1
4. 報告事項	
○「周波数再編アクションプラン(平成25年10月改定版)」の公表につ いて	5
5. 諮問・報告事項	
(1) 中波放送、短波放送、超短波放送及びテレビジョン放送を行う地上 基幹放送をする無線局の再免許等について (諮問第28号)	16
(2) 日本放送協会所属の短波放送(国際放送)を行う地上基幹放送をす る無線局の再免許について (諮問第29号)	16
(3) 移動受信用地上基幹放送局及び衛星基幹放送局の再免許について	16

6. その他

- よさこいケーブルネット株式会社及びテレビせとうち株式会社を当事者
とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立てについて … 3 7

7. 閉 会 …………… 5 4

開 会

○前田会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。最初に、総合通信基盤局の職員に入室するように連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

議決事項（総合通信基盤局関係）

○広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設計画の認定に関する処分に対する異議申立ての審理を主宰する審理官等の指名について（付議第2号関係）

付議事項（総合通信基盤局関係）

○広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設計画の認定に関する処分に対する異議申立ての付議について（付議第2号）

○前田会長 それでは、おそろいになりましたので、審議を始めます。

最初に、本日付議されます付議第2号「広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設計画の認定に関する処分に対する異議申立ての付議について」ということにつきまして、香月高度道路交通システム推進官から説明をお願いいたします。

○香月高度道路交通システム推進官 よろしくをお願いいたします。

広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設計画の認定に関する処分に対する異議申立ての付議について説明申し上げます。

1. 異議申立人はWireless City Planning株式会社。異議申立ての年月日は平成25年9月13日。異議申立てに係る処分につきましては、2つございます。まず1つは、Wireless City Planning株式会社からの電波法第27条の13第1項の規定に基づく特定基地局の開設計画の認定申請について、申請者に対して総務大臣が平成25年7月29日付け総基移第273号をもって行った認定拒否処分。2つ目でございますが、UQコミュニケーションズ株式会社からの電波法第27条の13第1項の規定に基づく特定基地局の開設計画の認定申請について、平成25年8月7日に官報告示した申請者に対して総務大臣が同年7月29日付けで行った認定処分でございます。

異議申立ての趣旨及び理由ですが、まず趣旨につきましては、先ほど申しました2つの処分についての取消しを求めるというものです。

異議申立ての理由は、異議申立てに係る処分は、申請内容に関する認識・理解の誤りがあり、Wireless City Planning株式会社の申請内容について考慮すべき事項を正当に考慮せず、UQコミュニケーションズ株式会社の申請内容について考慮すべきでない事項を殊更に取り上げて結論を導いた点において、判断の過程及び内容に重大な誤りがあるというものでございます。

2 ページ目をご覧くださいと、異議申立てまでの経緯でございますが、本年5月に全国BWAの開設計針を制定してございます。5月24日から6月24日にかけて開設計画の認定申請の受付を行いまして、2社からの申請がございました。6月25日から7月25日にかけて審査を行いまして、7月26日にUQコミュニケーションズ株式会社の開設計画を認定することについて、電波監理審議会に諮問しまして、原案を適当とする旨の答申を受けております。7月29日にUQ社に対し開設計画を認定するとともに、WCP社に対して認定拒否処分を行っております。

その次にお付けした資料が付議書でございます。総務大臣が平成25年7月

29日に行った開設計画の認定拒否処分と認定処分につきまして、Wireless City Planning株式会社から、電波法、行政不服審査法に基づき異議申立てがなされましたので、貴審議会の識に付するというものでございます。

そのあと、別紙1として付けてございますのが、Wireless City Planning株式会社に対する認定拒否処分の公文でございます。2ページ目には、電波法第27条の13第4項第1号の規定に適合しないことから認定を拒否したと、理由を付してございます。

その次に、別紙2でお付けしておりますのが、UQコミュニケーションズ株式会社に対する開設計画の認定書の公文でございます。

そのあと、付議の別添資料ということで、別添1が、今回の異議申立てに係る形式審査でございます。形式審査の項目は、異議申立期間、異議申立資格、異議申立書の正副2通の提出、代表者等の資格証明、あと必要な記載事項、それから、審査請求人文は代理人の押印ということで、全て形式審査は適していると判断しております。

付議資料の別添2が異議申立書でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

○村田委員 よろしいでしょうか。

○前田会長 どうぞ。

○村田委員 この異議申立てに係る処分のところで、WCP社がUQ社の認定処分も異議の申立てにしているのは、これは割当てが20MHzだから、これを取り消さないとWCP社の申請が認められる可能性がないから、UQ社の処分も対象にしているという理解でいいんでしょうか。

○香月高度道路交通システム推進官 はい、そうです。本来、処分をされた者

が不服申立資格を有するのですが、今回の件で申しますと、競願関係にございまして、1つが認められた反射として他方が認められないという関係にございまして、その反射的なもう一つの認定処分につきましても不服申立てがなされたというものでございます。

○村田委員 わかりました。

それから、すみません、異議申立書の理由のところをまだざっとしか見ていないんですが、私の理解だと、審査項目で、どちらかが優位とかという項目がたしか4個ぐらいあって、同等だという項目もあったかと思うんですが、今回の異議申立ての理由は、自分のほうが劣っているよと言われたところだけではなくて、同等だということも、いや、自分のほうが勝っているはずだということも含んでいるんですか。

○香月高度道路交通システム推進官 基本的には、W C P社が不利と判定された部分について、それはそうではないと、むしろ自分たちのほうが優位だということについての主張がなされております。

○村田委員 わかりました。

○前田会長 ほかにはいかがでしょう。

私がさっと目を通した範囲では、全面的にいろんな項目について言っているわけではなくて、今の説明にあったように、ほとんどは技術的なところについての優位、劣っているかどうかということに対する反論等であったかなと思いますが。これを実際に判断したときには、ここで言われているような色々な技術については、考慮されていたと聞いていいでしょうか。

○香月高度道路交通システム推進官 これは今後また審理の際にご説明していくことになると思いますが、こちらは考慮すべきことを考慮してきたと考えてございます。

○前田会長 この主張の中に、もともと計画に書かれていなかったようなこと

も書かれているということはありませんか。計画同士を比較したわけですがけれども、そのときに、一応当時としては、両者が、こういうまとめで大体よかろうという話をベースに両者を比較したと記憶していますけれども、その後のいろいろな事実関係みたいなものを新たに加えて言ってきていますか。それは審理の中で言えばいいのかな。

○香月高度道路交通システム推進官 項目としては、基本的に記載されていたものでございますが、申請書よりもさらに踏み込んで記載がされている部分がないというふうには思っておりません。

○前田会長 はい。

ほかにはありませんか。

ほかに特にご質問がないようでしたら、本件付議第2号については、規則上、審理を開始する必要がありますので、審理を主宰する主任審理官として榮審理官を、主任審理官を補佐する補佐審理官として雨宮審理官を指名することといたしたいと思えます。

なお、本件は異議申立てが受理された日から30日以内に審理を開始する必要がありますので、よろしく願いいたします。

それでは、本件はこれにて。

報告事項（総合通信基盤局関係）

○「周波数再編アクションプラン（平成25年10月改定版）」の公表について

○前田会長 次に、報告事項といたしまして、「周波数再編アクションプラン（平成25年10月改定版）」の公表につきまして、竹内電波政策課長から説明をお願いいたします。

○竹内電波政策課長 それでは、ご説明を申し上げます。

ダブルクリップでとまっておりますけれども、クリップを外していただきますと、資料が幾つかに分かれます。一番上の「周波数再編アクションプランの公表について」という資料でご説明を差し上げたいと思います。

表紙をおめくりいただきまして、この位置づけをまずご説明差し上げたいと思います。春の時期に、電波の利用状況調査の結果について、本審議会に諮問させていただき、答申をいただいております。こういった各周波数帯ごとの無線システムの利用状況を踏まえまして、利用の減っているところについては割当ての見直しをし、足りないところについては新しい割当てを検討するということが、私どもとして必要だと思っております。

これに加えまして、情報通信審議会からの新しいシステムの技術基準の答申でございますとか、各種の検討会などの提言など政策動向も踏まえて、今後の周波数割当ての変更のいわゆる中期的な計画について、周波数再編アクションプランという形で策定をさせていただいているものでございます。

位置づけといたしましては、これは本審議会への諮問・答申は必要とせず、報告をさせていただくということとなっております。したがって、電波の利用状況調査の結果と、それから1ページ目の右にございます周波数割当て計画の変更については個別に諮問・答申のプロセスをお願いしておりますが、アクションプランについては、公表しますということで報告をさせていただくというものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目でございます。ページ番号は右下に表記してございます。各周波数帯ごとに、主としてどういう無線システムに使われているのかという利用例を上にお示ししておりますが、これに対して、今回のアクションプランで今後どのような見直しを行っていくのかということで、目次的に主な点を下に記載させていただきました。

各帯域ごとに主なポイントを申し上げますと、まず長波、中波、短波という一番周波数の低いところでございますが、ここは電気自動車などに対応したワイヤレス給電システムの制度整備を平成27年の実用化に向けて進めていくということでございます。

また、VHF、UHF帯におきましては、150MHz帯及び400MHz帯の防災行政無線などのデジタル化を推進していくというようなことが、1つのポイントとなっております。

また、右側のマイクロ波（SHF）帯につきましては、①にございますように、第4世代移動通信システムの導入に向けた環境整備のため、同帯域を使っております音声FPUの使用期限の設定などを進めていくということでございます。また、マイクロ波帯の③の12GHz帯の超高精細度テレビジョン、いわゆる8Kのテレビ放送システムに関するのと、その下、ミリ波帯の②の120GHz帯のいわゆる4K・8K用のFPUシステム、これは実際に4K・8Kの放送番組を制作するための映像素材を中継するための無線システムですが、これに関することがポイントでございます。したがって、このSHF帯の③とEHF帯の②はいわゆるセットになるということで、新しくこういったものの検討スケジュールを決めて実施していこうということが主な点でございます。

3ページ目以降で、それぞれの帯域ごとに主なポイントをご紹介申し上げます。

まず3ページが、長波、中波、短波のワイヤレス給電システムでございます。こちらにつきましては、絵でお示ししておりますが、現在は、ひげそりでございますとかデジタル家電など小電力のシステムについて、コンセントから有線で充電するのではなくて無線で充電するというものが、実用化がされているところでございますが今後は、この絵の下側にございますように、テレビでござ

いますとか、右側にありますように、電気自動車といった非常に電力の大きなものに対しても無線で給電をしていく、充電をしていくというようなニーズが顕在化してくると考えております。したがって、こういったものの導入に当たりましては、他の無線機器への混信防止、あるいは、人体への安全性の確保といった観点で技術的な検討を十分行う必要があるということで、3のスケジュールにございますように平成25年6月に情報通信審議会の委員会で検討を開始したところでございます。来年7月に一部答申をいただいて、制度化を進めたいということでございます。

その際に想定する制度のイメージとしては、2のところに書いてございますが、型式指定あるいは型式確認といった、現在で言えば電子レンジでございますとかIH調理機器、こういったものに適用されているようなものがございます。同一の規格のものについては、シールを貼っていくことで、一台一台個別に許可をしなくて良いというような形で、円滑な導入・普及が可能な制度設計を前提として検討していきたいというものでございます。

次に、4ページ目でございます。VHF帯でございます。こちらにつきましては、60MHz帯の同報系の市町村防災行政無線につきまして、機器の低廉化でございますとか、チャンネル数の増といったことから、デジタル化をできるだけ早期に進めるということで、年度内の制度化ということを今回記載いたしました。

また、②の150MHz帯の防災行政無線につきましては、260MHz帯への移行を図るということを従来から進めてきておりますけれども、財政支援や地財措置を講じることによってデジタル化を促進して、移行の加速化を図るということでございます。現在、審議会でもこういった周波数帯の有効利用について審議を開始しておりますので、その具体化について検討を進めるということで追記をしたものでございます。

③の列車無線についても首都圏を中心にチャンネル不足が深刻化しております。列車運行の安全性の確保という観点から、狭帯域デジタル化を進めることによって必要なチャンネル数を確保していくということで、見直しをしたものでございます。

そのほか、航空移動業務用無線（120MHz帯）についても、同様に狭帯域化を進めるということと、簡易無線につきましては、400MHz帯は既にデジタル化が一定程度進んでおりますけれども、150MHz帯についてはまだアナログが中心でございますので、こちらもチャンネル増のニーズに対応するためにデジタル化を促進するというので、見直しをいたしております。

それから、⑦の280MHz帯につきましては、ポケットベル用に約10MHz程度割当てをしておりましたが、現在では首都圏で1社が提供しているのみということから、必要周波数帯も半減しておりますので、5MHz程度をセンサーネットワーク用として使用するため、年度内に結論を得るというスケジュールで検討を進めることといたしました。

それぞれの移行の関係でございますとか、どの帯域をどういうふうに移行するのかというのは、下に帯域に対応した形の絵で示させていただいております。

次に5ページ目に、UHF帯についてお示ししてございます。

まず400MHz帯の防災行政無線につきましては、先ほどのVHF帯（150MHz帯）のものと同様に、260MHz帯への移行の加速化を図りながらデジタル化を促進するというのでございます。

それから、②のFPU、③の特定ラジオマイクにつきましては、地デジによる跡地の周波数について有効利用のために携帯電話へ割り当てたことに伴って、他の周波数帯に移行する必要があることから、移行先での共用条件などの検討を加速するといったこととございます。

⑤の気象レーダーにつきましては、最近のゲリラ豪雨等のより正確な予報に資するといった観点から、上空の風向、風速を測定するレーダーの実用化に必要な制度化を年度内に実施するというスケジュールで実施するというものでございます。

次に6ページが、マイクロ波（SHF）帯でございます。

まず①につきましては、第4世代の移動通信システムを3.5GHz帯で平成27年度から導入を可能にするということを考えておるわけでございます。この帯域のうち3400MHzから3456MHzまでの周波数帯につきましては、既存システムが残っておりますので、最終の周波数使用期限を設定して、第4世代システムの導入のための環境整備を着実に進めるとしております。なお、現在の周波数移行期限は平成34年でございますが、この前倒しについて検討するというところでございます。

それから、③が8Kシステムの試験的な放送の実施に向けて、来年中に技術基準を策定するというところでスケジュールを明示しているものでございます。

最後、7ページでございますが、ミリ波帯でございます。PHSのエントランスにつきましては、無線局数がゼロになっておりまして新たな利用も見込まれないということから廃止を検討して、周波数は他の用途での利用を検討したいということでございます。

120GHz帯の4K・8K用の映像素材中継用の無線システムにつきましては、情通審から先般答申が出ましたので、具体的な省令改正案を年内に審議会にお諮りして、制度整備を進めていくということでございます。

以上のアクションプランの内容につきましては、既に総務省としてその案につきまして意見募集を行いました。その結果の概要と全体のものを、その次の資料と次の次の資料でおつけしてございますが、概要のほうでポイントのみご紹介をさせていただきたいと思っております。

全体で24者から意見提出がございました。例えば、ワイヤレス給電に関する要望ということにつきまして、トヨタ自動車等2社から積極的な推進をお願いするという賛同意見がございました。

また、150MHz及び400MHz帯の防災行政無線のデジタル化につきましては、和歌山県から、アナログの継続使用の要望がございました。ただし、あわせて、周波数の有効利用のためデジタル化を推進するのであれば、簡素で費用対効果の高いデジタル方式を制度化することが不可欠であるとしております。ですから、デジタル化の費用対効果が低いようなシステムのみしか制度化されないのであれば、アナログ方式を引き続き使いたいけれども、デジタル化が必要だということであれば、低コストなシステムの導入を検討してもらいたいということがございます。こういった点につきましては、右に書いてございますが現在、情報通信審議会において低コストの方式を含めた検討がされているということがございます。

そのほか、こういったものを進めるに当たって、こういう点に考慮してほしいなどの幾つか考慮事項についてご要望、ご意見がございますので、これらについては、審議会でございますとか個別の検討に当たって参考、留意させていただくというようなことで考えております。

したがって、このアクションプランにつきましては、意見募集したものから変更は特に要しないと考えておりました、後ろにアクションプランの全文25ページをお付けしておりますけれども、本日、この後、これを公表させていただくということを考えております。

どうぞ、ご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは本件につきまして、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○原島代理 先ほどご説明があったのかもしれませんが、ワイヤレス給電シス

テムは、高周波利用設備としてある程度大電力のものも含めて導入したいということで、具体的な周波数はここでは長波、中波、短波ということで非常に広い範囲で書いてあるのですが、イメージとしてはどういうものになるのでしょうか。

○竹内電波政策課長 実は今、我が国の産業界でも各社がどの周波数帯で、どういう伝送方式でやるのが効率的なのかということで、まだ一つに絞りきってはいないという状況でございます。

例えば、今どういう周波数帯を候補に検討しているのかということで申し上げますと、42～48kHzという非常に低いところ、あるいは、52～58kHz、79～90kHzといったところ、それから、少し高いところに行って、140～149kHzといったところ。それぞれどの程度の伝送電力を考えるのか、伝送方式をどう考えるのかというところで若干違いがございますが、米国も含めまして、おおよそこういった周波数帯でやるのが良いだろうということから、電力的には3キロワット程度を念頭に、そのデータもとりながら議論がされているということでございます。

車の場合には、最大で送受電間隔が30センチ程度というようなところで、周囲に妨害を与えないような形でつくれないかということについて検討が進んでいるところでございます。

○原島代理 周波数帯で言うと長波というふうに考えてよろしいですね。

○竹内電波政策課長 さようでございます。

○前田会長 これは同時に人体への影響も検討されているのですね。

○竹内電波政策課長 さようでございます。

○前田会長 その上で決めるということで。

○竹内電波政策課長 はい。高い周波数になりますと、細胞の熱が1度以上上昇しないようにということでやっているわけですけれども、周波数が低くなり

ますと、皮膚への刺激といったところが出てまいりますので、そこも含めて評価をした上でということを考えております。

○原島代理 それから、4K・8K用として120GHz帯を計画しているということですが、これは将来、この周波数を使って何らかの放送を行おうということ的前提を考えているのか。この周波数では衛星利用とかになるのかもしれないけれども、それを前提にこの周波数を割り当てるということでしょうか。それとも、何か実験用とか、仮にという意味でしょうか。

○竹内電波政策課長 すみません、先ほど少し申し上げたのですが、各映画館でございますとか、家庭への実際の放送自身のコンテンツの配信といいますか、放送自体は12GHz帯の衛星で行う考えでございます。

○原島代理 放送自体は12GHz帯だけれども。

○竹内電波政策課長 はい、120GHz帯のほうは、その素材伝送ですね。現場で映像を撮影してそれをテレビ局に送っていく、あるいは、映画をつくる場合に現場の映像を監督のところまで送るといって、素材中継用でございます、例えば、駅伝のランナーの映像をビルの屋上経由でテレビ局に持っていくための周波数として、120GHz帯というものを考えているものでございます。

おおよそ考えておりますのは、例えば競技場、スポーツ施設などでは250メートル程度の距離を固定して使うとか、あるいは、ゴルフ場などでは1キロメートル程度離して、これも半固定で使うような形。それから、道路や川などのケーブルが引けないようなところに、これも可搬型で使う場合には、数キロメートル程度の距離で使うような形で使えないだろうか。それぞれの場所によってスペックやバリエーションの違いがあるかと思いますが、こうした使い方今念頭に置いて実用化をしていきたいというものでございます。

○前田会長 FPUと言いつつ、ほとんど固定なのですね。そうでないと、こんなものは使えないと。

○竹内電波政策課長 120GHz帯になりますと、移動できないわけではないのですけれども、あまり速く動くとはですね。ただし、動く範囲といえますか、動く速度によって追いかける場合、移動もできるかと思えます。

○前田会長 12GHz帯のほうなのですが、将来の放送も衛星でみんなやるというイメージなのですか。

○竹内電波政策課長 まずは衛星で、ということをごさいます。

○前田会長 まずは衛星でやり。

○竹内電波政策課長 地上でやるとなりますと、周波数が。

○前田会長 ないと。

○竹内電波政策課長 今の6MHz幅1チャンネルではなかなか難しいということもごさいます。

○原島代理 素材伝送として120GHz帯ということですが、そんなに高い周波数になると電波天文が主に使用している周波数ですよ。ここを割り当てることによって、電波天文への影響とかは大丈夫なのでしょうか。

○竹内電波政策課長 ここはたしか周波数がずれていたと思えます。

○原島代理 この辺の周波数は、電波天文の人が使いたがる周波数ではないかなと思えます。

○竹内電波政策課長 その点は、関係者が入った情通審でオープンな議論もいただいておりますし、今後、この割当てのための実際の見直しを行う際にもパブコメを行って、関係者の意見も踏まえて制度化をしっかりとやっていきたいと思えます。

○原島代理 これからの方向としては、だんだんこのぐらいの周波数をいろいろな用途で使うようになってくるのかなという気もしますので、それはきちんと進めていただければと思えます。

○竹内電波政策課長 はい。

○前田会長 1点細かい話なのですが、6ページ目のマイクロ波の④の固定通信システムで、1行目の後ろのほうに、気象条件等の変化に自動的に対応する制御技術を導入する云々と掲げられています。これは、大雨とかそういったもので急に通信ができなくなってしまう状態であっても通信が継続してできるようにするという意味ですか。

○竹内電波政策課長 さようございます。適応制御という技術を入れることによりまして、気象条件が良いときには高速で情報を送って、短時間で終わるようにすると。

○前田会長 速度を落とすということ？

○竹内電波政策課長 気象条件の変化に合わせて伝送速度等を変えて、通信が切れずに必要な情報がその都度最適な状態で送れるように、人手を介しまずと時間がかかったり非効率になったりしますので、自動的にやれるシステムを入れるということでございます。

○前田会長 ほかはいかがでしょう。

○原島代理 これは単なる要望ですけれども、VHF帯のところ④、⑥というのは、いわゆるアナログテレビ放送時代の3チャンネルと4チャンネルのちょうど中間の帯域ですよ。そのデジタル化後の各種用途移動通信の周波数は、ぜひ積極的に活用されるように進めていただければと思っております。

○竹内電波政策課長 貴重なご意見ありがとうございます。ここは従来からいろいろな用途・目的で、個別にいろいろなシステムが実用化されていたところでございますので、できるだけ汎用化といいますか大きくくり化をして、全体として効率的な利用を進められないのかということについて、先ほども申しました審議会でご議論をいただいております。一度に短期間で全てをきれいにというわけにはいかないかと思っておりますが、全体の進むべき方向を明示して進められるように、しっかり検討したいと思っております。ありがとうございます。

す。

○前田会長 ほかにはいかがでしょう。特にありませんか。

では、特にないようですので、以上で報告を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以上で、総合通信基盤局関係の審議を終了いたします。ありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

○前田会長 それでは、関係職員に、入室を依頼してください。

(情報流通行政局職員入室)

諮問・報告事項（情報流通行政局関係）

(1) 中波放送、短波放送、超短波放送及びテレビジョン放送を行う地上基幹放送をする無線局の再免許等について（諮問第28号）

(2) 日本放送協会所属の短波放送（国際放送）を行う地上基幹放送をする無線局の再免許について（諮問第29号）

(3) 移動受信用地上基幹放送局及び衛星基幹放送局の再免許について

○前田会長 それでは、審議を再開いたします。

はじめに、諮問第28号「中波放送、短波放送、超短波放送及びテレビジョン放送を行う地上基幹放送をする無線局の再免許等について」及び諮問第29号「日本放送協会所属の短波放送（国際放送）を行う地上基幹放送をする無線局の再免許について」並びに報告事項「移動受信用地上基幹放送局及び衛星基幹放送局の再免許について」、以上3点につきまして、長塩地上放送課長から一括して説明をお願いいたします。

○長塩地上放送課長 では、長塩です。よろしくお願いいたします。

ご提示いただきました事案につきまして、早速ご説明させていただきます。
お手元の資料、多岐に分かれております。恐縮ですが、一番上にあると思いま
す「諮問第28号、第29号説明資料」という冊子です。これに基づきまして
基本的にご説明させていただきます、あと、その後ろにございます「28号、
29号補足資料」という委員限り資料という資料がございますので、これを時
折参照させていただきながら進めさせていただきたいと思えます。

平成25年度地上基幹放送局の再免許等についてということで、28号は、
中波放送、短波放送、超短波放送、テレビジョン放送を行う地上基幹放送をす
る無線局の再免許等です。

29号につきましては、NHKの国際放送、短波放送を行う無線局の再免許
についてということです。

その下ですが、現在の免許の有効期限が5年間とされていまして、本年10
月31日をもって満了することとなっております。この後の放送を行っていただ
くための再免許申請を5月から行った結果、合計で193社からの申請がござ
いました。電波監理審議会への諮問事項は法定されていまして、地上基幹放送
を行う無線局の親局の再免許、それから、地上基幹放送の業務の認定の更新、
これらにつきまして精査したところ、基本的に再免許を行うことという方向で
諮問させていただくというものです。

なお、このほかこの再免許に係わりまして、競合する新たな免許申請という
のはございませんでした。

また、新免許が1つございまして、名古屋地区の外国語超短波放送につつま
しては、平成22年9月に既存の事業者が撤退しています。いわばこの跡地に
相当する周波数帯を用いて、新たにエフエムインターウェーブが申請を行って
まいりましたので、審査したところ、予備免許を与えるということについて、

諮問させていただくというものです。

以上が概要でして、具体的なところですが、1ページの下にその概要がございます。表になっていますが、これは、今申し上げたそれぞれのカテゴリーごとの放送が具体的に何局あるかというものを一表にしたものです。

次のページです。この関係で、参考情報としてご説明させていただきたいと思います。実は、法定されている諮問事項に係らない免許についても、同様に、今回再免許をさせていただこうと考えています。それらの局をカテゴライズしたものが、2ページの中ほどまでの表です。

1つのカテゴリーが、地上基幹放送局につきましての中継局です。親局は今申し上げたとおりですが、中継局についても、民間放送事業者については8,000弱の局がございますし、NHKにつきましても5,000局強の局がございます。

また、地上基幹放送局でその他といたしまして、超短波文字多重放送、あるいは、受信障害対策中継放送というものもがございますし、また、その次の②ですが、移動受信用地上基幹放送局ということで、ジャパン・モバイルキャスティング、マルチメディア放送を行っている局、これについてもございます。後ほど、報告で概要をご説明させていただきたいと考えています。

また、衛星基幹放送局につきましては、ご覧のような局について、同様な再免許等の準備を進めているところです。

3ページです。まず特定地上基幹放送局、いわゆるハード・ソフト一致型の国内の放送局についての再免許です。幾つかの審査項目がございます。

大きく分けて、まず1つ目としまして、技術基準への適合性の審査です。これらにつきましましては、電波法等で詳細に定めています。技術基準への適合性や、周波数の割当て可能性、業務を維持するに足る技術的能力等々がございますが、全てについて精査したところ、全て適合しているというところは確認でき

ているところです。

また、経理的基礎の有無というものが2つ目です。これらにつきましては、向こう5年開業務を維持するに足る経理的な基礎について、まず書面審査を行い、また、経営状況が厳しい事業者については、追加資料の提出やヒアリングを行って確認したというところです。結果として、全ての申請について、経理的基礎があると認められるということになっています。

以上につきまして、委員限り資料のほうを少しご覧いただければと存じます。右上に「委員限り資料」と書いています3枚物の資料、補足資料です。

技術的基準が上半分です。非常に専門的ですが、主な審査事項を列挙しています。この電気通信設備の安全・信頼性に係る審査ですが、これは平成23年6月施行の放送法改正において新たに制度整備をしたものでして、この放送法改正を受けた信頼性基準に適合するかどうかを再免許に一斉にチェックするというのは、今回初めてのケースです。そういった意味で、詳細にわたりしっかりとチェックさせていただいていますが、ポツが5つほど並んでいます。予備機器の設置ですとか、予備機器への切替え、あるいは、故障の検出、また、設備の点検の試験機器、応急復旧機材の配備、こういった多岐にわたるものについて、一つずつ点検、チェックをさせていただいたというものです。

また、その下のところですが、経理的基礎の審査についての補足資料です。これは従来からの審査について、経営基盤がしっかりしているかどうかのメルクマールとして、利益剰余金の有無ということを1つのメルクマールとして、これまで行ってまいりました。そういった視点でチェックをしたところ、平成24年度末、前期末の時点で利益剰余金を有しない社が23社ございましたが、これらについては、とりわけしっかりとチェックするという意味合いで、キャッシュフロー計算書の提出を求め、かつ、補足のヒアリングを行うこと等によりまして、期間中の資金ショートがないかどうかをチェックいたしました。そ

見直しもございまして、基本的には緩和の方向でしたが、その現時点での制度に従い、適合について詳細にチェックをさせていただいたところ、適合性に問題はないということです。

このところにつきましては、またお戻りいただいて恐縮ですが、委員限り資料の2ページ目をご覧くださいと思います。ここにつきましては、結論的に問題ないということですが、ここ5年間の動きを簡単に鳥瞰いただけるものとしまして、認定放送持株会社の特例を適用して問題なしとされている事例が、キー局4社ございます。

また、②ですが、これはラジオ4局まで支配可能というふうに規制を改めた結果、現時点で問題なしとされている事例を並べています。最高でラジオ2局まで支配している事例があります。また、ラ・テ兼営は昔から特例として認めていましたが、ラジオ（FM）とテレビとの兼営というのもございますし、また、ラジオだけの兼営、2局支配というものが、先ほどご説明した新たな外国語FM放送の事例を含めまして、2件存在する、あるいは、予定であるというふうな状況が書いています。

行きつ戻りつで恐縮ですが、本体資料のほうです。4ページです。4ページの上段です。地域との結びつきの確保というところなんです。ここにつきましては、主たる出資者、それから役員、それから放送番組審議機関の委員について、それぞれ地元のもの、資本等でなければいけないというところなんです。これについても、従前の従来の審査基準に照らし、基本的に適合しているというところなんです。

ただ、後ほど少しご紹介させていただきますが、例えば、1局2波、今回のエフエムインターウェーブというふうに、例えば、東京の資本が名古屋で放送局を2局目を持つという場合には、その地元資本要件は基本的には満たされないような状況になりますので、そういった場面については、地元との要件、

つながりを確認するものとして、地元自治体との防災に関する協定の有無、こういったものをメルクマールとして運用してまいりましたので、そういう視点を加味して、全体として適合していないものはないということを確認しています。

4 ページ中ほどの(4)です。基幹放送普及計画への適合性の審査ということで、1つ目が、放送番組調和原則についてです。これにつきましては、総合放送については、テレビジョン放送は、NHK、民放ともにございます。それから、NHKの中波、超短波放送、それぞれAM、FMですが、こういったものの全ての申請について、教育、教養、報道、娯楽、これらについて基本的には全てが行われ、教育番組が10%、教養番組が20%以上確保されているという旨の計画が確認されているというところです。

それから、教育放送につきましては、NHKのテレビの教育、それから、中波での教育がございますが、教育番組が50%以上行われているということ、また、残りの大部分が教養番組によって占められているということが確認しています。

また、さらに、ウのところですか。放送大学につきましては、テレビと超短波放送がございますが、いずれも授業放送及び告知放送を行う計画になっておるので、適合ということになっています。

ここにつきましても、少し委員限り資料のほうをご覧いただければと思います。こちらにつきましては、3ページが一番上の表です。本年の再免許に際しまして、平成24年4月現在の数値を並べています。ご覧いただいているとおりにですが、教育放送については、今申し上げたとおりですが、民放の平均をとってみても、報道番組が約2割弱、教育番組は10%強、教養番組が20%強、娯楽番組が36%程度というふうな状況になっているというところです。

それから、資料の5ページです。災害放送の実施につきましては、これにつ

きましては全ての申請について、災害放送に関する責任者や連絡系統、こういった実施体制について、また、あるいは実施要領等についてチェックをしているというものです。とりわけ過去5年間の間には東日本大震災がございましたので、この災害放送の実施体制については、詳細にチェックをさせていただいているということです。

先ほどの委員限りの資料につきましても、表でチェックしていますが、それぞれのぐらゐの社数が、どのようなチェック体制、状況にあるのかということを一表にしています。

本体資料5ページですが、(5)のところですか。放送の普及及び健全な発達のために適切であることの審査ということでして、1つ目の項目として、視聴覚障害者向け放送の実施ということがございます。ここにつきましても、同様に重点的に見させていただいていますが、総務省が従来より作成しています「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」というものがございます。行政指針ですが、これに定められた目標を踏まえ、字幕放送、解説放送等をできる限り多く設ける計画を有しており、かつ過去の実績からも実施可能かどうか、こういった視点で適合関係について審査したところですか。

こちらにつきましても、委員限り資料の3ページの中ほどですが、表にまとめています。各社よりデータを提出していただいています。代表的なNHKとキー局についてまとめさせていただいています。これらにつきましても、平成25年度から平成29年度までの、どのぐらゐ字幕を付すことができるのかというふうな表です。技術的に実施不可能なものについては除外していますが、実施可能なものについては、ちょうどご覧いただいていますように、平成29年度に100%になるということですので、物理的・技術的に可能なものについては、ご覧いただいているような代表的な放送局については、全て免許期間中に100%実施していただけるという計画です。過去の実績からも、これは

合理的なものであると判断しているところです。

それから、資料の5ページですが、放送番組の編集の基準についても審査しています。全ての申請について、番組基準を定め、その基準に従って放送番組を編集し、放送を行う計画となっている旨を確認させていただいているということです。

その他の審査事項といたしましては、「番組審議機関の設置」等、ある種当たり前のことですが、こういったことについても、基準にのっとり、適合性について審査をしているということです。

次のページ、6ページですが、基幹放送局の開設の根本的基準への適合性の審査という視点でして、いわゆる地デジ後の課題であります新たな難視対策の実施状況について審査しています。これらにつきましては、地デジ後、アナログ放送は見られたけれども地デジがまだ見られないという世帯が、これも後ほどご覧いただければと思いますが、現在、約5万世帯ございます。前年度末では、約7万世帯ございます。こういったものを平成27年3月末までの間に、向こう2年弱の間に基本的にゼロにさせていただくという計画をお持ちかどうかという形で審査させていただきましたが、基本的には全て基準に適合しているということが確認できたということです。

その他の項目が7ページにございます。以上ご説明したのが、いわゆる従来型のハード・ソフト一致型の放送局についてのものでしたが、ハード・ソフト分離制度が定められたことに伴いまして、既に、ラジオ事業者ですが、ハード・ソフトを分離した会社がございます。茨城放送です。株式会社IBS（ハード会社）から再免許の申請があり、また、株式会社茨城放送という、いわゆるソフト会社から地上基幹放送業務の認定の更新の申請がございました。審査事項につきましては、ハード・ソフト分かれています。全体として申し上げますと、今申し上げた、ご説明させていただいたハード・ソフト一致型の審査事項と全

体として同一ということになっています。この社につきましては、いずれの項目も適合しているということが確認されている次第です。

さらに、7ページの下半分ですが、NHKの国際放送についてのものです。NHKから短波放送（国際放送）を行う特定地上基幹放送局の再免許の申請がございまして、同様に、技術基準の適合性や、経理的基礎の有無、あるいは、基幹放送普及計画への適合性、こういったところについて審査をした結果、いずれも適合しているということが確認された次第です。

8ページ以降ですが、以上申し上げた審査結果を踏まえまして、本年11月1日付けで再免許、あるいは、認定の更新を行うということについて諮問させていただき次第です。

それから、内容は既にご説明したのですが、その次の項目として、資料の10ページです。これが名古屋地区におきます新たな外国語FM放送についての予備免許の事案です。

経緯を整理していますが、そもそもこの地域の外国語FM放送の周波数割当では平成11年に行っていきまして、平成12年に愛知国際放送が開局されています。ところが、経営上の問題から、平成22年9月に廃局をし、その後、この周波数は使われないままになっていたというものです。今回の再免許に合わせまして申請を受け付けたところ、冒頭申し上げたエフエムインターウェーブ、これは東京地区において外国語FM放送を行っている社ですが、いわゆる1社2波目の波として申請を出してきたというものです。

当該者の概要をおまとめしていますが、資本金等も記載のとおりでして、木下ホールディングスの100%会社です。放送対象地域は、名古屋市を中心に、その周辺にわたっています。全体として240万世帯を対象にするものです。外国語FM放送ですので、基本的に外国語については約6割実施するという計画になっていきまして、外国語FM放送は、申し上げた東京のほか、既に大阪、

それから福岡の地区で行われていますが、それらも基本的に約6割程度以上ということになっていまして、同様なものとなっています。

これについての諮問についての審査ですが、次のページです。審査概要といたしまして、基本的なチェック項目は、再免許のところと同様です。技術基準への適合性等々を審査したところ、いずれも適合しているものと認められるため、平成25年11月1日付けでの予備免許を与えるということについて諮問させていただくというものです。

それから、もう1項目のご報告です。資料がずっと分厚くなりますが、一番最後のところかと思いますが、委員限り資料としての、報告資料という1枚物がございます。「移動受信用地上基幹放送局及び衛星基幹放送局の再免許について」という1枚物でございます。これにつきまして、諮問ではございませんが、関連するものとして、一括して報告させていただきたいと思っております。

1つ目の項目です。移動受信用地上基幹放送局、いわゆるV-Highと称されるサービスでして、ジャパン・モバイルキャストが事業者となっています。親局1局、中継局48局でサービスを実施しています。当該者から再免許の申請があったものです。

当該者につきましては、同様に、ソフト事業者の参入がこれからの課題として残るものの、再免許期間中のキャッシュフローの提出、あるいは、今後の経営の取組等をチェックさせていただきまして、資金ショートは生じる懸念はなく、経理的基礎があるということで対処しようと考えてございます。

また、衛星基幹放送局が2つ目の項目でございまして、株式会社放送衛星システム、それから、スカパーJSAT株式会社の2社についてです。それぞれ区分については、表でおまとめしているとおりでございますが、これらにつきましても、所要の審査項目と照らし合わせたところ、いずれも再免許を行うということについて報告をさせていただくというものです。

その他、お手元、お時間との関係で、詳細説明をさせていただきませんでした。が、関連する基礎資料につきましては、少し分厚めの参考資料というものを、ご用意していただき、今申し上げたところのバックデータのなところを、表としてまとめています。

また、実は一社一社についての免許ではございますが、概括的にご説明させていただきました。その一社一社についてもう少し詳しく説明したものは、諮問書のところに資料を整理させていただいています。基本的には、共通項でくくれるものはくくり、特段の配慮事項があるものについては、その旨特出しした形で記載しているというふうな造りになっています。

以上でひとまずの説明にさせていただきたいと思っております。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、本件につきまして、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○村田委員 質問よろしいでしょうか。

○前田会長 どうぞ、お願いします。

○村田委員 説明資料の、番組の構成表みたいなものが出ていたものって、何ページでしたっけ。これは委員限り資料のところの3ページ目の上のところの資料なんですけれども、ちょっとお尋ねしたい点がありまして。こういう報道が何%、教育が何%、教養が何%というのは、これはあくまでも局のほうからの自主申告で、中身については、別にこちらが、これは報道じゃないだろうというような、そういう調査をするわけではないという理解でよろしいでしょうか。

○長塩地上放送課長 おっしゃるとおりです。

○村田委員 それと、もう一つなんです、単純に、その他のところの、その他（通販以外）って、どんなものをイメージすればいいんですか。

○長塩地上放送課長 これはほんの少しですが、例えば、番組宣伝等です。

○村田委員 わかりました。以上2点です。すいません、それと、もう一つありました。もう一つが、同じく資料の3ページの、その次のところ、災害放送実施体制の整備状況についてというところでは、これを見ると、③のところのBCPの策定については、大体3社に1社ぐらいということなんです。ただ、問題がないと判断されたのは、①と②の部分については、100%全社策定しているから、そこの調査で、災害時の放送に問題はないという判断をしたという理解でよろしいでしょうか。

○長塩地上放送課長 そうです。ただ、ご指摘のとおり、業務継続計画というのは非常に今重要視されていますので、この再免許を機に、本日現在は既に整備を終わっているところもあるかと存じますが、改めてしっかりと整備していただくようお願いすることも必要かなと考えているところです。

○村田委員 ぜひお願いします。私の理解は、これを見るまでは、BCPというのは、放送とか通信とか、そういうところがやってきたものをほかの業種でもやりましょうということだったので、3社に1社というのは、数字を見たときに、あれっという感じがしましたので、ぜひお願いします。

以上です。

○前田会長 ありがとうございます。

○原島代理 今回の再免許に際しましては、5月に受け付けて、その後、大変な作業、精査が総務省にあったかと思いますが、本当にお疲れさまでした。

若干の質問をさせていただきたいと思います。今回、説明資料で1ページ目に、既存の地上基幹放送局の再免許申請と競合する新たな免許申請はなかったということですが、これは放送という分野の特殊性から、今までの再免許等をしているときも、ほとんどこういう競合する新たな申請はなかったのか、たまたま今回なかったということなのか、まず1点、それを聞きたいと思います。

いかがでしょうか。

○長塩地上放送課長　ございませんでした。

○原島代理　従来もなかった。

○長塩地上放送課長　従来もございませんでした。

○原島代理　また、放送ということの継続性とか、そういうことも含めて考えると、そういうことだったということですね。

○長塩地上放送課長　はい。

○原島代理　とすると、事実上必要ないのかもしれませんが、もしあったとすると、今回の審査基準は、ある意味では絶対基準のようなものですよね。

もし競合すると、比較審査基準というのは、場合によっては必要になってくると思いますが。そういうものは、そういうことにもしなったら、既にあるものなのか、あるいは、別途きちんと比較審査を行うということなのか、どうなんでしょうか。

○長塩地上放送課長　すいません、ちょっと私の説明不足があって、大変恐縮ですが、実は整備されていまして、5年前の再免許の際から整備させていただきました。ただ、おっしゃったとおり、ネットワーク整備ということがございますので、實際上、もう既にネットワークを整備している既存事業者と争う形で、新たにそういうネットワークを整備し、しかも、比較審査に優位に立とうというのは、なかなか現実的には難しい面もございまして、とりわけ現在、地デジからの移行期ということで、途中ご説明させていただいたように、いわゆる全ての放送対象地域、従来アナログは見られたところに全てデジタル放送を隅々まで見えるようにしようというふうな取組の途中ですので、なかなか現実的には難しいような面もあるということから、このような結果に現時点ではなっているものかなというふうに考えてございます。

○原島代理　ありがとうございました。

放送については、特に受信者の利益を考えるとすることは非常に重要なことだと思っておりますので、そういうことも含めて、こういう形になっているのかなと解釈いたします。ありがとうございます。

○松崎委員 よろしいですか。

○前田会長 どうぞ。

○松崎委員 本資料7ページのハード・ソフト分離型のところで、1社しか参入がないということのご説明があったかと思いますが。ソフトの参入がないという。

○長塩地上放送課長 報告のほうです。これはハード事業者と対になっているソフト事業者がございまして、そのソフト事業者について、これからまたさらにソフト事業者が増えていくという過渡期であるということとして。

○松崎委員 事業者とソフトとハードの企業が集まって一堂に会せるようなプラットフォームをつくり、新規参入を促進する計画というのを聞いた記憶があるんですけども。

○秋本放送政策課長 松崎委員ご指摘の点は、私どもがV-Highと呼んでおります移動受信用地上基幹放送のことかと思われまます。移動受信用地上基幹放送につきましては、まずハードの免許を既にこの電波監理審議会にお諮りして、3年前の秋に免許をいたしました。

次いで、ソフトの申請を募りましたところ、結果として1社しか手が挙がりませんでした。このソフトの1社につきましても、この電波監理審議会にお諮りをして、2年前の秋に認定をしてございます。ハードの整備は逐次進んでおります。ハードで利用できるセグメントが全部で33セグメントありますけれども、今現在は1社のみ参入していて、13セグメントしか使われておりません。

今年度に入りましてから、第2次の参入に向けた参入希望調査を夏に実施し

ておりました、この参入実施調査では、29社が参入したいという希望を寄せていただいております。現在、審査基準等につきまして、パブリックコメントにかけております。電監審のほうには、来月、その省令や告示の改正についてお諮りをさせていただきたいと考えているところでございます。

○松崎委員 参入希望があつて2桁台でよかったです。新規参入が促進されていないと、それこそ周波数を無駄遣いという気がしたので。

○秋本放送政策課長 参入希望調査で希望を出していただいた方は、29社ございました。

○松崎委員 29社が本当に申請するかどうかはわからないけれども。

○秋本放送政策課長 審査基準をつくりまして、改めて具体的な申請をしていただくということを想定してございます。

○松崎委員 来年ぐらいですか。

○秋本放送政策課長 できますれば、年末にも申請の募集の受付を開始したいという心算は持っておりますけれども、具体的には、審査基準をおつくりして、この電監審にもお諮りしてからと考えております。

○松崎委員 それでは、期待して待っています。ありがとうございます。

○前田会長 ありがとうございます。

ほかにはありませんか。

○山本委員 よろしいですか。

○前田会長 どうぞ、お願いします。

○山本委員 資料のほうで申しますと、説明資料の3ページの経理的基礎の有無のお話で、委員限り資料で申しますと、1ページ目のところに具体的なデータが掲載されているのですけれども、この利益剰余金を有しない社の数とか、あるいは、債務超過の状態にある社の数とか、あるいは、その程度、これは前回の更新のときとほぼ同じような状態であると考えてよろしいのか、それとも、

全体に改善されているとか、悪化をしているというようなことがあるのでしょうか。

恐らくラ・テ兼営社なんかですと出てこないのでしょうけど、ラジオの部分だけをとると、かなり経営状態が悪いというような社がさらにあるのかなというふうに、これは前回のご報告とあわせて考えると推測をするのですけれども、そのあたりのところをちょっと教えていただければと思います。

それから、これは非常に細かい話になってしまうんですが、3ページの先ほどの字幕放送の実施計画のところ、おおむねだんだんよくなってきているということなのですが、この数字だけぱっと見ると、NHKの数字があまりよくないという感じがするのですが、これは何か原因があるのでしょうか。

○長塩地上放送課長 では、お答えさせていただきます。

まず委員限り資料のほうの補足資料でして、ちょっとわかりにくくて恐縮ですが、前回、5年前の再免許がちょうど中ほど括弧書きでして、利益剰余金を有しない社は、前回再免許は25社でしたところが、23社と、おおむね変わっていないような状況です。

それから、債務超過につきましては、今回3社列挙していますが、前は7社ございましたので、こちらについては半減しているというふうな状況です。程度については、前回時の資料が手元にございませんですが、おおむね同程度か、基本的には少し程度的にも勘案して、よくなっているかなというふうなところではないかと思います。

それから、ラジオにつきましては、ご指摘のとおり、いわゆるラ・テ兼営局につきましては、これは現在の免許については、分計は実務レベルでは所要のチェックはさせていただいているものの、免許の基礎としては、ラ・テ兼営社については、その兼営社としての経営状況を問うというふうな制度になってございます。債務超過にある社であったとしても、基本的には免許期間中しっか

りとした視聴者に向けた放送を継続していただけるのであれば、競合社がない限りは国民の視点に立って放送をお願いするという立場上、やむを得ないような面もございますが、そういったところから、分計は制度的にはとってございません。

ただ、ご心配いただいているとおりでして、ある程度実務の審査の過程で目にしたところを概括的に、感想的な面も含めて申し上げさせていただきますと、ラジオを仮に分計するとすれば、基本的には経営は厳しい状況にあるというふうなところがございます。これはラジオ単営社の経営状況が思わしくないというところで、基本的には同様な傾向が見てとれるということですが、全体として見て、今回放送の再免許を与えるに与えるに支障はないというふうに判断しているというところです。

それから、もう1点のご質問ですが、字幕放送についてです。委員限り資料の補足資料の3ページ目です。こちらの中ほどの表をご覧くださいますと、確かに、平成25年度の実績になりますと、NHKの総合につきましては、細かな字で恐縮ですが、67.5%、民放については、大体8割～9割ということです。これらにつきましては、各社がどのくらい字幕が実施可能なものかというところについて、どういう計画でだんだんとよくしているかというふうな、計画の作り方によっているんだろうと思いますので、とりわけ現状でNHKが問題になるとは考えていませんが、もう1点、ご説明、補足させていただきたいと考えていますのは、100%という母数自体は、技術的に字幕が実施可能なものの全体数で、技術的に難しいものについては削除しています。と申しますのは、例えば、生字幕というのは、昔技術的に無理だとされていましたが、この5年前ぐらいの時点から、技術的には可能であろうというふうに整備し直されています。ただ、生放送についての字幕付与ということでも、同時に複数の者がしゃべるような、いわゆるワイドショーや討論番組的な、あるいは、

お笑いな娯楽番組と申しましょうか、こういったものについては除外されています。こういった番組構成を見ますと、NHKは比較的母数が全体にわたってしまっていて、民放は比較的除外されるものが多いということです。総放送時間に占める実際に字幕がついている割合ということになると、逆にNHKが優位に立つというふうな事情もございます。そういった、実際に付与される番組がこういったものかということによって、このスピード感が結果として、このような表に結果としてなっているということです。

○前田会長 ありがとうございます。

○原島代理 参考までに、今、バラエティ番組では文字がぱーっと出てくるのが結構たくさんありますけれども、あれは字幕とは言ってないのですか。

○長塩地上放送課長 はい。いわゆる狭義の字幕ではございませんが。一般に字幕放送をしっかりと普及させるというのは、クローズドキャプションと呼んでいまして、字幕というボタンがリモコンについていますが、それを押すと初めてあらわれるものです。

○原島代理 わかりました。

○前田会長 ありがとうございます。

ほかにありますか。どうぞ。

○村田委員 追加で1つすいません。先ほどの、また資料の7ページのところの上の割合のところなんですけれども、もう一つ、その他の通販のところ、民放全社の平均での通販が10%を今超えているというふうに、これは読めばいいのでしょうか。

○長塩地上放送課長 はい。

○村田委員 この点について、本来放送が始まったころというのは、テレビで通販をして、見る人にもものを売るということはあまり予想していなかったと思うんですけれども、今回これも、この資料の数字を見て、10%、つまり、民

放の放送の1割はものを売っているのかというのは、私も初めて数字を見てあれなんですけど、この点について、これ以上の数字になったらどうこうみたいな、そういう議論というのはどこかでされているのでしょうか。

○長塩地上放送課長 地上民放の今回の再免許に当たっては、特段の指標的なものは設けてございません。

ご指摘のとおり、平均で10%になっていますが、実際に、そのすぐ横にあるキー局5社の平均は4.6%でして、実は独立局といいますか、そういった局が比較的多いでございます。そういったところにつきましては、やはり聞いてみますと、営業上スポンサーがなかなかつかなくて、これ、通販番組は番組自体ではございますが、そういう収益との兼ね合いで、そういったものが一定割合多くなっている事例もございまして、結果として多いところは、実は3割ぐらいに及ぶところもございまして、それよりも過度に広がっているところはないというところが現状です。

○村田委員 そうですか。

○原島代理 今回のデータに直接反映しているのかどうかちょっとわかりませんが、BSに関して言うと、あるときから新たな申請を審査するときに、通販の比率というのは入りましたけれども、初期のころにBSを認可したときには、それはなくて、恐らくBSの現在の初期のころの一部の局に、かなりオーバーしているところがあるというふうに私は理解しております。

○鈴木衛星・地域放送課長 今回の再免許については、衛星についても、基幹放送局、ハードの事業者ですけれども、ソフト事業者のほうにつきましても、認定の更新は5年ごとに行っており、対象となる事業者について、順次、更新を行ってまいります。

○前田会長 一応調査等はしていて、新しいところを認可するとか、免許を出すときに、それ以外のところについても何か調査をしていたような記憶がある

んですけど。その結果として、調査が何らかの牽制効果があるのかなというふうには認識していたんですが。

○南大臣官房審議官 3年前に放送法を改正しましたときに、番組の種別を実質的に公表してくださいというオブリゲーションをかけました。要するに、国が通販を何%にしなければいけないとかいうことではなくて、その実態を世の中にさらしていただくことによって、視聴者の目から見て、もし正すべき状況があれば、通販が多過ぎるといったお声を直接上げやすいように、実態をオープンにしてくださいと。国会でもよくご指摘をいただくことがありますけれども、種別をちゃんと公表していただくことによって、実態を視聴者の皆さんに明らかにしていただくことを通じて、何らかの是正がされるのではないかなということを我々としては期待をしております。

○前田会長 ありがとうございます。

特にほかにご質問等がなければ、特にご異議はないようでしたので、諮問第28号及び第29号は、諮問のとおり再免許及び予備免許並びに認定の更新を行うことが適当である旨の答申を行うことにしてはいかがでしょうかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですので、そのように決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してください。

それでは、以上で、情報流通行政局関係の審議を終了いたします。ありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

その他

○よさこいケーブルネット株式会社及びテレビせとうち株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立てについて

○前回会長 それでは、続けまして、「よさこいケーブルネット株式会社及びテレビせとうち株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立て」、この件について、少し時間の範囲内で議論をさせていただこうということにしたいと思います。

最初に、雨宮審理官のほうから、最近の総務省の動向等々について少しお願いします。

○雨宮審理官 それでは、この再放送の関係について、最近の総務省の動向についてお伝え申し上げます。

前回も少しお話ししましたけれども、総務省におきましては、再放送のガイドラインにつきまして、改定の案をパブリックコメントに出しておりました。その主な改定の部分は、1つには、著作権法上の使用料については、当事者間で別途協議すべきものであるという、使用料に関することを明記したと。つまり、この協議の対象ではなく、別途、使用料については協議すべきであるということ。それから、それに関連して、ケーブルテレビ連盟と民放連との間で、使用料の支払に関する基本合意ができているということが註釈で盛り込まれたということ。それが1点目でございます。

2点目としましては、協議終了のメルクマールなんですが、協議が整わなかったときというのをどう判断するかという点について、なお書きという形ですけども、註釈という意味合いかと思いますが、当事者が歩み寄る余地がないと互いに確認したときとはどういうことかというのを、お互い協議を尽くして

双方が歩み寄る余地がないと明確に確認したときに限り、どちらかが一方的に協議を打ち切ったり、対面での協議等が不十分な場合がないように、裁定制度の趣旨に鑑み、真摯に協議を行うことが求められるということが追加されたわけでございます。

その背景としましては、きちんと協議を尽くさないで裁定制度に持ち込まれたという事案があったということを契機に、こういうものを書いたんだというようなことです。

以上の点について案が提示されまして、パブリックコメントが行われたわけです。結論から申し上げますと、原案のとおりで、総務省はガイドラインの改定を行いました。

では、どんなコメントがあったのかということですがけれども、地上テレビジョン放送事業者34社、それから、ケーブルテレビの事業者が2社、それから、団体としては民放連とケーブルテレビ連盟それぞれ、それと個人が2者ということで、大まかなところを申し上げますと、地上放送事業者に関しましては、基本的には、まだまだこの程度では不十分だという趣旨の意見が大勢。それから、ケーブルテレビ事業者に関しては、明確に異議を唱えているのは、以前、異議申立てを行ったひのきだけでして、宮崎ケーブルテレビ及びケーブルテレビ連盟は、この案についてはおおむね適当であるというような意見でした。

それでは、具体的にどんなコメントがあったかというのを少し申し上げますと、放送事業者のほうからは、まず当事者間の協議が尽くされないまま、大臣裁定が受理され、審議が始まるケースがあると。

それから、大臣裁定制度の在り方を抜本的に協議し、撤廃を要望すると。

それから、市町村が広域合併することにより隣接行政区となる場合は、隣接の拡大解釈であり、著しく妥当性を欠くことがあると。

それから、裁定制度は、そもそも昭和61年当時、ケーブルテレビが小規模・

発展途上段階であることを背景に、緊急避難的に導入されたものであるんだから、そのことを踏まえて見直すべきだ。

それから、区域外再放送により、地元基幹放送事業者は不利益をこうむることになるといった重要な利害関係者であるから、当然その意見は聞くべきだと。

それから、この誠意を持って協議することに関して、基幹放送事業者側にだけ誠意を持って協議せよとの義務がかかっていると。つまり、ケーブル会社側が誠意を持った対応かどうかという義務がない、あるいは、その実態がうかがえないというようなことについてのご不満。

それから、これは著作権料の規定に関して、ケーブルではなくて、地上放送事業者からもちよっと批判的なご意見なんですけど、区域内と区域外では再放送の在り方が全く異なると。著作権法に基づく使用料の協議ということガイドラインの中に書くと、使用料を払えば区域外再放送ができるという誤解を与えかねないというご意見があります。

それから、地域間の関連性を判断する際、現在、人・物の交流データというもので何%とかというのがありますが、あの数字、データを重視し過ぎると、広域都市圏の放送というものは、その周辺県の交流が当然多いので、再放送が広範囲に認められる可能性が出てくるというご意見がございました。

最後に、ひのきの意見は、異議申立てと同じポイントなんですけど、全く歩み寄る意思がなくても、表面上協議を続けましようと言えば協議が整わなかったときに該当しないことになってしまうのは問題だというような意見を出されているところがございます。

以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

今の件で、何か質問ありますか。

なければ、山本先生のほうの決定案の話に移りましよう。お願いします。

○山本委員 現実によい方向に進める妨げになるようなことは、やはり書くべきではないと思われまますので、慎重に運ばなくてはいけないということがもう一方にあります。また、あまり時間をかけ過ぎるわけにもいかないという感じがいたします。それが全体的なことです。

中身について、ポイントだけを申し上げますが、私もこれを最初に書いたのはかなり前なものですから、その後の事情の変化等々によって、書き直さなくてはいけないところもあるのですが、全部は直しきれておりません。申しわけございません。口頭で若干、こういうふうにしようかと考えているというように補足させていただきます。

全体的な考え方をどうするかというのが一番重要な点かと思えますけれども、具体的に申しますと、20ページの(3)の部分ですが、ここが「正当な理由」という要件をどう考えるかという一番基本になる部分でして、この点に関しましては、原文は消してあるところをむしろ見ていただいたほうがわかりやすいかと思えますが、20ページから、あるいは、特に21ページの削除してある部分ですが、原則としては同意すべきで、例外的に同意を拒めるという書き方がされていたのですが、ちょっとこれは形式論で、これだけだとなかなか読み手に納得していただけないという感じがいたしましたので、ここでは変えております。

基本的には、21ページの部分で、放送事業者が「正当な理由」により同意拒否を貫徹できる場合を、放送事業者の放送編集の内容ないしは意図が侵害されるおそれが個別具体的に認められる場合に限っているという趣旨と書きました。ただ、ここの表現はやや強過ぎるので、さらに直そうと思っております。どのようにしようかと考えているかと申しますと、この法律の構造から、放送事業者側が有している個別具体的な何らかの不利益、事情が「正当な理由」に当たると。この点は動かせないと思えます。もともと交渉して、その後で同意

をしないことについて「正当な理由」があるというように、いわば放送事業者の側が自分の事情を主張する構造になっているので、基本的には、放送事業者が有している事情を「正当な理由」とするということだと思います。ただ、それを狭い意味の「放送編集の内容ないし意図が侵害されるおそれがある場合」という、従来総務省が行ってきた解釈に固定してしまうと、ちょっと動きにくくなる部分があると思いますので、主には、あるいは従来は、こういうものとして考えられてきたという形で、狭い意味の放送編集の内容ないし意図を、絶対的な要件にはしない形にしようかと思っております。

それで、あと重要な点は、結論の部分ですね。33ページの5という部分から34ページにかけてですけれども、結論は動かしておりません。ただ、原文は、放送事業者が受ける不利益が絶対的に小さいので、「受信者の利益」と比較衡量するまでもなく「正当な理由」は認められないという言い方をしていました。事業者の利益が絶対的に非常に小さいのであれば、もう「受信者の利益」云々と別に比較衡量しなくても、「正当な理由」はないという言い方だったのですが、ここまで言うとなかなか厳しいと思いましたので、ここではやはり、比較衡量はした結果として、事業者の利益はそれほど大きくないといたしました。

「しかるに」という段落の後半ですけれども、「正当な理由」の中核が、放送の地域性の意図の侵害を含む放送事業者の放送編集の内容ないし意図の侵害にあるにもかかわらず、本件の事情の下において不同意を担拠づけるだけの侵害があることが個別具体的に認定されていないということと、それから、「受信者の利益」が過小に評価されているということで、同意をすべきという結論になっております。もう少し表現を工夫した方がよいかもしれません。

さらに、結論は34ページの6のところ、同意すべき裁定を行うものとするところなのですが、35ページの7のところ、本決定の意味について書いております。

主なところを申しますと、まず35ページの冒頭ですが、この同意をすべき旨の裁定は、放送事業者の番組編集の内容ないし意図の制限としては、受忍限度の範囲内にあると解されるけれども、しかし、放送対象地域の制度及びいわゆるマスメディア集中排除原則によってさまざまな規制を受けている放送事業者の事業活動を、かなり制限することにならないかという問題が、なお残るのではないかと。この点を当事者も主張しているし、あるいは、補佐審理官の付加意見でも触れているので、若干の説明をするといたしまして、①のところ、今申し上げたような、放送対象地域の制度及びマス排の制度についてもろもろ言ひまして、35ページの後ろから10行目あたりでしょうか、放送事業者が、以上のような規制を受けずに事業活動を行う有線テレビジョン放送事業者に対して、放送対象地域外での再放送の同意を義務づけられると、その事業活動を過度に制限することにならないか、實際上、再放送が行われる地域の放送事業者の放送事業が圧迫されないか、制度全体として見ると、放送対象地域制度のもとで放送事業者が事業を行うことが困難になって、ひいては、再放送同意制度のそもそもの趣旨であった、広い範囲の国民・住民に対する多様な情報の提供という趣旨自体にもとる結果になる可能性はないか。要するに、地上放送がだめになってしまったら、それを再放送することもできなくなるわけですので、そういったことを申し上げて、②で、しかしというので、この放送対象地域の制度との調整を図るための裁定の要件とか基準は、法律上は何も定められていない。正当な理由が事業者の側にあるという要件を言っているだけだと。

そして、もう一つ、③のところ、著作権隣接権との関係の調整も図られていないので、ここははっきり書いたのですが、有線テレビジョン放送事業者が放送法上の同意裁定を得ても、放送事業者が著作権隣接権の利用許諾契約の締結を明示に拒否することが、法律上は特に制限されていないので、同意裁定制度が、法律上は、有線テレビジョン放送事業者にとって効果の薄いものにとどまって

いるという問題がもう一つあると。

④のところ、以上に述べたような問題は、今までは顕在化しなかったと。ただ、いろいろな状況の変化、技術的・経済的、あるいは事業規模等々の変化した状況においては、こういう問題が顕在化してきていると。ガイドラインは、こういう状況の中で策定されたのだけれども、⑤のところ、要するに、今のガイドラインでは解決になっていないのではないかとすることを申し立て、例えば、「番組編集上の意図」の一種としての「放送の地域性に係る意図」の中に、果たしてどこまでのことを読み込めるかということで、放送対象地域ごとの放送という制度の維持まで含めると、1つの基準の中にいろいろな違う要素を持ち込むことになる、つまり、編集上の意図という話と、放送対象地域の制度という話とは、本来は少し性格が違う話であって、それをこのガイドラインの文言の中に全部盛り込むのはやはり無理であろうと申し立てます。だからといって、純粋な放送の「番組編集上の意図」が簡単に認定できるかというと、それは非常に難しいだろうと。他方で、それと衡量すべき「受信者の利益」のほうは、情報化社会においては、一般的に言うところと認めやすくなっているということがあるので、これだけであると、結局、同意裁定の要件は非常に広がる。

しかしというので、⑥のところ、そうすると、著作隣接権の問題が顕在化して、同意裁定を得た有線事業者に対して、放送事業者が著作隣接権の利用許諾契約の締結を明示に拒否するといったことが、今後現実化することも排除できなくなる。要するに、同意裁定があっても何の意味もないことになりかねない。

これに対して、権利濫用の一般法理を適用して、同意裁定にもかかわらず許諾契約の締結を拒否することが著作隣接権の濫用にあたるかと判断される可能性もあろうとは書きましたが、ただ、先ほど述べたような変化した状況のもとで、

つまり、地上放送事業者のほうがかかなり厳しい状況になっている中で、しかも、同意裁定が広い範囲で認められるという前提を置きますと、同意裁定を得ているから許諾契約の締結拒否は常に権利濫用にあたるとはなかなか言いがたいのではないかと言いまして、こういうふうに、いろいろ現行の制度には問題があると。あくまで本決定は、こういった現行の制度を前提にしたものであるので、速やかに制度を改正するように望むと書きましたが、立法措置を必ず講ぜよというのは、なかなか厳しいと思いますので、それが無理であれば、少なくともガイドラインの考え方を再考するように求めると書こうと思っております。

決定案の中に入れるか、あるいは、外に出すかということがあるのですが、ただ、完全に外に出してしまいますと、表面的に決定案だけを見ると、非常に能天気を書いたように思われる可能性がある。むしろ、この決定案は、残念ながら、極めて限られた意味しか持っていないということを明らかにする上では、中に入れた上で、さらに立法ないしガイドラインの改善を求める勧告を行うことになるかと思っておりますが、この点は議論しなくてはいけないと思います。

スケジュールのこと等を考えますと、そろそろ具体的な文章を固める必要があると思いましたので、きょうは私自身もまだ完全に直しきれていないところがあったのですけれども、この機会に、あるいは、後でメール等でやりとりする部分も、細かい問題についてはあってもいいかと思いますが、ぜひご意見をいただければと思います。

○前田会長 ありがとうございます。

○原島代理 内容においては、大筋はここで議論してきたことでいいかと思いますが、これを、最後にありましたように、どういう形でいわば決定案の中に入れるのか、あるいは、それに附帯したものとして別途やるのかということに関しては、今、山本委員がおっしゃったように、きちんと両方ですということ、それなりのちゃんとしたやり方でやったほうがいいような、私も気がい

たします。やっぱりそれぞれ1つだけ独立に動くということがありますので、きちんとしたほうがいいかなというふうな気がします。

そのときに、細かいことですが、表現が気になったのは、7、本決定の意味という言葉で、内容は、本決定は限定した意味しか持たないという。逆にとられないかなという、ちょっと印象を。

○山本委員 なるほど。表題は何にしようかと、私もちょっと名案がなかったものですから、ぜひ何か名案があれば出していただいて。

○原島代理 趣旨は、まさに本決定は限定した、限られた意味しか持たないという、そういうことであるわけですね。

○山本委員 ええ。

○雨宮審理官 あと、これ、決定案というのは、総務大臣決定の案ですので、その後の使い方を考えると、総務大臣の名前に置きかわって、この文章がそのまま使われるということになると、「望まれる」と自分で望んでいる文章は、形式上おかしくなるかなと思いますので、テクニカルには、その切り離しというのは最終的には生じることになるのかなと思います。

○山本委員 そうですね。総務大臣が書くのですね。

○原島代理 ということは、本文に入れることは非常に難しいということですかね。

○雨宮審理官 議決をするときに、同一議決の中に、総務大臣が使う裁定の案文の部分と、それから、総務大臣に望む部分、あるいは、総務大臣に意見する部分というんですか、にならざるを得ないのかなという気はします。

○山本委員 確かに、どういう形式にするかという問題がありますね。だから……。

○原島代理 何が望ましいというふうに書くのではなくて、現在のガイドラインには問題があると書いてもまずいいのか。要するに、現在のガイドラインの下

ではこういうような結論にせざるを得ないとか、そういうことですよ。

○雨宮審理官 そうですね。総務大臣が自分を客観視しようとする、このガイドラインなり法律は想定していなかったとか、このガイドラインに従えばこういう結論になるとか、そういう表現になるかもしれないですね。

○原島代理 だったら、場合によっては、こうこうこういう考え方もあるけれども、現在のガイドラインの下ではこういうことになるのか、そういう言い方にとどまるのかな。で、附帯性をつけるほうは、ぜひそうすることが望まれるとやれば。

○榮審理官 今のような見地だと、ちょうど20ページの(3)の前あたりにそれが入るんですかね。後ろの部分の、この今の表現的には。そういう、現在では、こういう新たな問題が発生していると。これを、このような事例からすれば。

○原島代理 そこで触れて、かつ、結論のところでも。やっぱり結論のところでも触れられているというのは、それなりに目立ちますからね。そこでも。

○榮審理官 だから、この最後の部分、今、山本委員が、部分をいわば要約して、ブリーフの形にダイジェスト版をつくって本文中に盛り込めば、排除できなくなるのかな。

○原島代理 本文中に、いろんな議論があるということを書くわけですね。

○榮審理官 ええ。

○村田委員 第3者が、大臣に法改正の必要がありますと指摘するのは分かるのですが、大臣自らが、そう言うとしたら違和感があります。

○榮審理官 いや、だから、問題点ということですよ。

○原島代理 その問題をどうするかです。

○村田委員 認識しているなら、自ら、法改正に着手しなければいけないのでは？

○榮審理官 だから、今回のガイドラインの改定をやっているわけで、また、もしかすると追加改定もするという流れの中で。

○村田委員 そうですね。いや、全くそれはそのとおりなんですけど、それをこの中にどう書くかというときに、難しい感じがしませんか。

○原島代理 追加改定を大臣が考えてこのときも既にいたんだということになれば、整合性がとれるわけですよ。

○榮審理官 そうそう。

○原島代理 こういう問題認識のもとに、恐らく時間的にいつなのか知りませんが、こういう改定をしたんだと。

○村田委員 そうですね。

○山本委員 どういうスタンスで書いたらいいかという点が結構難しくてですね。今、行政不服審査法の改正案が検討されていますけれども、やはり一定の独立性を持った審理員が、大臣の名前で行う不服審査に対する決定案をつくる仕組みを考えているのですよね。電波監理審議会に関しては既にそういうシステムになっているわけですが、そういう制度の下で、果たしてどういうふうにならぬ不服審査に関する決定案を書くのか。

確かに、総務大臣が自分で書くのに、客観的に他人事のように書くのはおかしいと形式的には思われるのですが、ただ他方で、結局、この制度は、不服審査の段階では、総務省のスタッフから少し離れた立場の人間が見て書くと、それに基づいて総務大臣が決定を出すという仕組みになっているので、そういう前提で考えた場合に、私は何となく第三者的に書いてしまってもいいという気もしています。要するに、こういう制度をとって、第三者が基本的に書く仕組みになっているとすれば、それでもいいという気がするのですよね。

○原島代理 基本的に、やっぱりここで今しているのは、裁判で言えば一審に相当することをしているわけですよ。かつ、総務大臣は一方の当事者である。

一方の当事者が判決文を書くというのは変な話なので、一応総務大臣名で出るとしても、電波監理審議会でこのようなものが出たので、もしかしたら総務大臣としては不服かもしれませんが、それはやっぱり裁判というのは、一方の当事者が不服だったら出れないというものではないですから、何かそういう。

○村田委員 裁判所であれば、司法権で立法の権限はないですから、これは法律の不備であるという記載も構わないですが、立法に関わるべき人が法の不備だけ指摘するのはやはり違和感があります。しかし、本件で結論だけが独り歩きするのも適当ではない。私自身の希望としては、一回判断した同意が不同意に変更されたという結論だけで、何か間違ったというかドラスティックな印象にならないように、正当理由のところを再精査したら、49が51になったということ、それからやはり制度そのものの中で、この結果が今後も維持されるのは妥当ではないのでは？というところは書いて欲しいと思います。

○山本委員 そうですね。先ほどご指摘のあった途中の部分にも入れられるかと思えますし、あるいは、最後の結論の部分において、どういう形になるのですかね、勧告ですか。勧告だとすれば、勧告が別にあるということを明示して、それを前提にした判断であるということを記すとか。

○村田委員 99条の13で、電波監理審議会は、必要的な諮問事項に対しては総務大臣に対して勧告はできるとなっていますが、この今回の個別の案件は、必要的諮問事項の対象になっていないということなんですよね。だから、勧告という形にはできない。

○前田会長 今やるとしたら、要望というね。

○村田委員 要望、そうなんですよね。

○山本委員 前は要望という形で出したのですけど。

○村田委員 今見たんですけど、99条の13の、勧告できるという対象は、

99条の11に入っていないみたいです。

○雨宮審理官 入らないですね。

○村田委員 入らないですよ。

○雨宮審理官 この裁定は、紛争処理委員会に諮問されるので、一次処理は紛争処理委員会になりますので。

○村田委員 そうですね。だから、異議があったときには、電波監理審議会の議に付さなければならないとはなっているけど、ですよ。

○原島代理 諮問ではない。

○雨宮審理官 諮問ではありません。

○村田委員 なんですよね。だめなんです。じゃ、やっぱりこの文章の中に入れるしか。

○山本委員 どの程度、そうなのですよ、強く書くか。

○原島代理 ちょっとよくわかっていないんですが。総務大臣の文章にしなければいけないという理由は何ですか。やっぱり一方の当事者が納得する文章にするというのは、もともとおかしいですよ。一審という立場で見て、異議申立人に対して。

○雨宮審理官 基本的に、この異議申立ての制度というのは、瑕疵があったからもう一回見直してくださいという、再審査のシステムの延長上にありますので、もう一回見直したら、ああ、やっぱりこれは不同意ではなくて同意という結論ですと。

○原島代理 総務大臣は一応それを認めるということになる、異議申立てを認めるということになると。

○雨宮審理官 はい。

○原島代理 そうすることで、一方の当事者がそれを認めましたという、いわば。

○前田会長 それは違いますね。裁定する人と被告の立場とは全然違いますよね。

○原島代理 今、これがいわゆる第一審扱いされているということを考えたときに、どういうことなのか。確かに、二審高裁は、総務大臣は上に持っていくことはできないわけですよね。やっぱり自分で認めたから。

○雨宮審理官 そうですね。通常は、これ、地方局長が決裁したものを本省に上げて、本省がもう一回審査をして、そのまま、あるいは覆るというスタイルなんですけど、この裁定が大臣裁定で、大臣に異議申立てが来てしまうので、結局、自分で裁定したのをもう一回自分で見直すという、自作自演になります。

○山本委員 電波監理審議会、電波法の仕組みには非常に特殊なところがあって、諮問を受けたことについて異議申立てがあれば決定するという点に問題があることは、前にもちょっと出てきましたけれども、非常に第三者性が高い、独立性が高い機関ではあるけれども、諮問を受けた案件についても一回不服審査のときに判断するとか、それから、今のところもそうで、普通、第三者性が非常に高い機関は、自分で決定をするのですよね。自分の名前で。国税不服審判所とか。ところが、電波法の仕組みは、あくまで総務大臣の名前でやることになっていて、しかも、総務大臣が電波監理審議会が議決した決定案により決定を行うという、総務大臣の意思が入らない形で、電波監理審議会の議決によって異議申立てについての決定を行うことになっていると。ところが、名前はあくまで総務大臣なのです。

○原島代理 そういうときに、総務大臣は間違っているという議決をしたら。

○山本委員 それはそのとおりにしないと……。

○原島代理 総務大臣はそのままですよね。

○山本委員 意味がないわけですよね、この制度の。この制度は、総務大臣が間違っただけをしていないかどうかを見る制度なので、それは確かに間違っ

いましたねという可能性がないと、制度の意味がないわけですね。

○原島代理 困るわけ。ないわけですね。

○山本委員 だから難しいんです。

○原島代理 ですから、総務大臣が間違っているということを書いても、総務大臣は決定できるわけですよ。

○山本委員 できます。そうしないと、この制度の意味がない。

○原島代理 意味ないわけですよ。だから、総務大臣が納得する内容になっていないといけないということではないですよ。

○山本委員 そういうことではないと思います。つまり、そういうふうにしてしまうと……。

○原島代理 それは確認しておかないと、やっぱり意味がなくなってしまうという。

○山本委員 それはそうしないと、基本的にこの制度に全く意味がないことになってしまうので。今まであまりそういうことをやったことがないから問題にならなかったわけですが。

○雨宮審理官 先般のひのきの事案は認容しています。

○山本委員 あれもつい最近で、それに続いて。あれは、でも、形式的な話だけでしたね。ですけど、今回は本格的な実体判断で、初めてですよ。

○雨宮審理官 そうですね。

○山本委員 恐らく。

○雨宮審理官 自分自身の結論をひっくり返すというのは。

○山本委員 でも、本当はそういうことがないと制度自体の意味が、たてまえから言うとなないので。

○原島代理 ないですよ。

○山本委員 本当は別にあっておかしくはないのですが。

○原島代理 どういう判決、判決ということはないけれども、どういう決定になろうが、それは自由なわけですよ。両方あり得るから、こういう制度がある。

○山本委員 ええ。

○原島代理 やっぱり文章自体は、電波監理審議会の文章じゃないんですか。

○前田会長 議決でも、そのまま。

○原島代理 電波監理審議会の議決の文章。

○雨宮審理官 そうですね。

○原島代理 総務大臣の言葉じゃなくて。その電波監理審議会の議決の文章を、総務大臣がするということですよ。

○雨宮審理官 そうですね。

○原島代理 したがって、総務大臣の文章ではないんですよ、やっぱり。

○雨宮審理官 そうですね。もう結局、そのシナリオをそのとおりに読まされる立場になっちゃっているわけですね。

○原島代理 ええ。

○山本委員 当事者の主張という中に、総務大臣が出てくる。一方の当事者として。また、決定を自分の名前で行うという、まさに言われたとおり、二重の役割を持って出てくるので。

○原島代理 それは割り切らなければいけないと思いますけど。だって、やっぱり総務大臣はこう言っている、一方で、こっちはこう言っているというのが中にあるわけでしょう。

○柴審理官 問題は、その複雑さというものが公開され公表されたときに、一般の人が、我々はこうやって議論しているから、そんなものだと納得していますけど、ぱっと見たときにわかりづらい。だから、やはりそのところがそういう複雑な構造なんだけれども、一般の方がぱっと見たときに受け入れられる

ようにという、電波監理審議会が総務大臣にかわって判断しているんだという部分について、ただ、主語は総務大臣がそのまま使えるようにできるだけしたほうが、一般の人は、内部なのか外なのかよくわかりにくいとかいう、そんな内輪な議論にならないで済むのかな。わかりやすさという観点は大事なのかなというふうに思いました。

○原島代理 でも、個人的には、変に主語を総務大臣にするとかえってわかりにくくなるような。

○榮審理官 内容によっては、もうそのとおりだと。

○原島代理 やっぱり電波監理審議会の文章で、それを総務大臣名で出すというのが一番。かえって、いわば判決文の中に一方の当事者の立場があんまり入ってはいけないのかなという気もしますけれども。

○榮審理官 そうですね。

○雨宮審理官 そういう意味では、電波監理審議会はこう判断したと、積極的に案文の中に、主語として、「電波監理審議会は」と入れてしまうのも1つの手かもしれません。

○原島代理 そうですね。そのほうがむしろわかりやすいですね。

○村田委員 最後の意見のところは、「ただし、電波監理審議会から次のような指摘を受けている」という形で入れればわかりやすい。

○原島代理 そうです、そうです。だから、場合によっては、本決定に対する電波監理審議会の何とかというのを最後に付け加えてもいいわけですね。

○村田委員 と思います。

○榮審理官 付加意見。

○原島代理 ええ、付加意見とか、そういう。

○山本委員 そうすればわかりやすいですね。

○原島代理 ええ。やっぱりわかりやすさというのは重要ですよね。

○山本委員 では、はっきりと、本決定にあたり、電波監理審議会はこういう指摘をしているというような形で。

○原島代理 それを最後に、場合によっては本文の中に付け加えても問題ないような気がしますけど。主語がはっきりしていれば。

○山本委員 ええ。勧告の形式がとれないとすると、この前の事実上の意見よりはかなり重い話で、あれは注意程度だったのですが、今回は、事案の処理にもかかわってくる問題なので、そうだとすると、やはり主語を明示した上で、中に書く感じですかね。

○前田会長 それじゃ、それぞれ山本先生のところにメール等で意見を出すということにさせていただいて、それは次回のどこかまでということ。

○山本委員 そうですね。次回はいつですか。

○雨宮審理官 11月20日でございます。

○前田会長 それに間に合う数日以上前とか。

○山本委員 そうですね。

○前田会長 わかりました。じゃ、それは日程調整をしていただきます。

閉 会

○前田会長 それでは、審議会は、これにて終了とさせていただきます。

次回の開催は、11月20日15時からと予定していますので、よろしくお願ひします。

以上、どうもありがとうございました。